

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年9月25日付けの通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張する。

これまで医療扶助は現物で支給されていて大いに助かっていたのに、突然自己負担を求められた。ケースワーカーに聞いても納得いく説明がない。

（令和5年6月27日の）処分庁窓口での説明についても承諾などしていない。「本日の医療扶助停止の話は、相談する人が居るから、文書で送付してほしい。」と担当者に言い、その後待っていたが、文書を送ってこなかった。

また、日本全国で請求人と同様に困っている人が多数いるのではないかと思い、審査請求した。令和5年11月30日の名古屋高等裁判所の判決を最大評価する。判決が言うように、生活保護費の引下げが全ての根源である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月29日	諮問
令和6年11月12日	審議（第94回第4部会）
令和6年12月 9日	審議（第95回第4部会）
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、同・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、そ

の実際の受給額を収入として認定すること、としている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８・１・(４)・イは、「老齢年金等で、介護保険法第１３５条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」としている。

(4) 医療扶助に係る本人支払額

医療扶助に係る本人支払額の決定について、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和３６年９月３０日付社発第７２７号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第３・２・(２)・アは、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とし、また、福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者について、本人支払額を変更すべきことを確認したときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行い（同・(３)・ア）、一般の例に従い、保護変更通知書により、被保護者に対して通知すること（同・(４)）とする。本人支払額は、請求人が医療を受ける際に請求人から医療機関に支払うものである。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知、局長通知及び医療扶助運営要領は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

請求人は、年金収入額が最低生活費を上回っており、医療扶助のみの適用を受ける要保護者であって、年金収入額のうち最低生活費を超える額（上回る分）は本人支払額とされ、保護（医療費の現物給付）は本人支払額で満たすことのできない不足分を補う形で行われることとなる。

本件処分の直前に行われた令和５年８月分の保護変更決定処分については、収入充当額９３，２６３円（総収入額９５，０１３円から介護保険料の特別徴収額１，７５０円を除いた額）と最低生活費９０，９００円とを比較し、収入充当額が最低生活費を上回るため、収入充当額から最低生活費を差し引いた２，３６３円（＝９３，２６３円－９０，９００円）が本人支払額となる。

そして、本件処分である令和５年１０月分については、収入充当額９３，２１３円（総収入額９５，０１３円から介護保険料の特別徴収額１，８００円を除いた額）と最低生活費９０，９００円とを比較し、収入充当額が最低生活費を上回るため、収入充当額から最低生活費を差し引いた２，３１３円（＝９３，２１３円－９０，９００円）が本人支払額となる。

本件処分は、介護保険料の特別徴収額が令和５年１０月以降、１，７５０円から１，８００円に変更となることを処分庁が確認し、介護保険料控除額を１，７５０円から１，８００円に、請求人の医療扶助に係る本人支払額を２，３６３円から２，３１３円に変更して請求人に通知したものと認められる。

したがって、本件処分は、上記１の法令等の定めに従って適正になされたものと認められる。

また、医療扶助の本人支払額を算出する前提となる最低生活費の算定について、違算は認められない。

以上から、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件処分について処分庁が納得のいく説明をしない旨を主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに従って適正に行われていることは上記２で述べたとおりであり、請求人の主張をもって、本件処分を取り消すことはできない。

また、請求人は、令和５年１１月３０日の名古屋高等裁判所の判決に言及し、基準改定による生活保護費の引下げを本件処分の取消理由とするようである。しかしながら、本件処分は、介護保険料の特別徴収額が１，７５０円から１，８００円に変更されたことにより、医療扶助に係る本人支払額を変更したものであって、最低生活費の金額に変更はなかったことが認められる。したがって、本件処分は基準改定による変更ではないといえ、この点についての請求人の主張は、本件処分の取消理由とはならない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙（略）